

小牧市放課後児童健全育成事業の届出に関する要綱

令和 2 年 1 月 3 1 日
3 1 小こ第 2 2 6 2 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 3 4 条の 8 第 2 項の規定による国、都道府県及び市町村以外の者が行う放課後児童健全育成事業の届出に関し必要な事項を定めるものとする。

(開始の届出)

第 2 条 放課後児童健全育成事業を行おうとする者は、あらかじめ放課後児童健全育成事業開始届（様式第 1）に次に掲げる書類を添えて市長に届け出なければならない。

- (1) 定款その他の基本約款
- (2) 運営規程
- (3) 主な職員の氏名及び経歴がわかる書類
- (4) 事業の用に供する施設の図面
- (5) 収支予算書及び事業計画書（インターネットを利用してこれらの内容閲覧することができる場合を除く。）

(変更の届出)

第 3 条 前条の届出をした者は、当該届出の内容に変更が生じたときは、変更の日から 1 月以内に放課後児童健全育成事業変更届（様式第 2）に変更の内容がわかる書類を添えてその旨を市長に届け出なければならない。

(廃止又は休止の届出)

第 4 条 第 2 条の届出をした者は、当該届出に係る事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ放課後児童健全育成事業廃止（休止）届（様式第 3）を市長に届け出なければならない。

(雑則)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、届出に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 1 日から施行する。